

◆商品一覧

保険種類一覧

ご契約の目的	保険種類	契約年齢範囲	
		愛称・契約年齢範囲	女性のみ
0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳 歳			
ライフサイクルにあわせた、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能の準備をお望みの方に	新終身保険	Wステージ未来デザイン [20~65歳]	
		Wステージ年金タイプ [15~75歳]	
		Wステージ一時金定額タイプ [15~75歳]	
		Wステージ一時金通減タイプ [40~70歳]	
		[15~29歳 (女性は39歳まで)] Wステージ きちんと未来*	
ライフサイクルにあわせた、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能の準備をお望みの方に	利率変動型積立(終身)保険	ライブワン未来デザイン [20~65歳]	
		ライブワン愛&愛タイプ [15~75歳]	
		ライブワン優々タイプ [15~75歳]	
		ライブワン楽々人生タイプ [40~70歳]	
		[3~14歳] ライブワン優々タイプお子さま向け*	
		[15~29歳 (女性は39歳まで)] ライブワン きちんと未来*	
最新の医療保障をお望みの方に		Qパック [3~75歳]	
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	終身保険 [15~80歳]	
		バラ色人生 バラ色人生 [15~68歳 (女性は75歳まで)]	
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険		スミセイの千客万頼 [50~80歳]
3大成人病に備える保障をお望みの方に	疾病・医療保険		リガード [15~80歳]
充実した医療保障・がん保障をお望みの方に	医療保険		ドクター「GO」 [0~75歳]
セカンドライフのための資金準備をお望みの方に	個人年金保険	たのしみ1番 [15~65歳]	
		新たなしめ年金 [15~80歳]	
積立でも保障もお望みの方に	養老保険		自由保険 [0~70歳]
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険		記念日宣言* [0~70歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険	定期保険 [15~65歳]	
		エンブレム [20~74歳]	
		エンブレム新長期プラン [20~75歳]	
		エンブレムGP [20~70歳 (女性は75歳まで)]	
		ブランド パスポート* [15~70歳 (女性は75歳まで)]	
お子さまの教育・結婚資金の準備をお望みの方に	こども保険	[0~9歳]	スミセイのこどもすくすく保険*
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形年金積立保険 財形住宅貯蓄積立保険	財形貯蓄プラン* [15~80歳]	
		財形年金*・財形住宅貯蓄* [15~54歳]	

上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

●金融機関の窓口でお取り扱いしている商品

一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	ふるはーとS [15~80歳]	
		ふるはーとW [15~85歳]	
一生涯の介護保障をお望みの方に	介護保障終身保険	ふるはーとL [15~75歳]	
		ふるはーとL<介護プラン> [15~75歳]	

※愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。
上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

●郵便局でお取り扱いしている商品

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型医療終身保険		たよれるYOU [50~80歳]
死亡保障をお望みの方に	定期保険		エンブレムYOUプレミアム [20~70歳 (女性は75歳まで)]

●かんぽ生命でお取り扱いしている商品

死亡保障をお望みの方に	定期保険		エンブレムYOUプレミアム [20~70歳 (女性は75歳まで)]
-------------	------	--	-----------------------------------

* この表示のある商品は法人契約を取り扱っておりません。なお、エンブレム・エンブレム新長期プラン・エンブレムYOUプレミアム・エンブレムGPは法人契約のみのお取り扱いとなります。法人向けには「住友の法人保険“繁栄”」の愛称を冠しています。

生前給付特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
新介護収入保障特約	収入保障・高度障害年金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護年金	所定の要介護状態A(目安として公的介護保険の要介護3以上に相当*)が180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態B(目安として公的介護保険の要介護2以上に相当*)が30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
新介護減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態Bが30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
介護保障終身保険特約(10)	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
特定疾病保障定期保険特約 特定疾病保障終身保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	特定疾病保険金	所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときにお支払いします。
重度慢性疾患保障保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	重度慢性疾患保険金	所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときにお支払いします。
生存給付金付定期保険特約(12)	死亡保険金・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	生存給付金	ご契約後3年目から2年ごとの契約応当日に生存されているときや特約の保険期間満了時に生存されているときにお支払いします。
保険料払込免除特約	——	所定の要介護状態Aが180日続いたとき、または所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)もしくは所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
介護保障保険料払込免除特約	——	所定の要介護状態Aが180日続いたときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
指定代理請求特約	——	被保険者が受取人となる給付金や保険金などを受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

* 早期ケア給付金・介護年金・介護保険金お支払時および保険料お払込免除時の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。なお、「公的介護保険制度の要介護2または3以上に相当」という表現は、平成25年4月現在の公的介護保険制度に基づき目安として記載したもので、将来公的介護保険制度が改正された場合には、この表現が当てはまらなくなることがあります。

災害疾病特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金*1	疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金*1*2	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金*3	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金*1*4	不慮の事故による傷害または疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約(09)	成人病入院給付金	所定の成人病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
女性病入院特約(09)	女性病入院給付金	所定の女性特定疾病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約(09)	がん入院給付金	所定のがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん薬物治療特約	がん薬物治療給付金	がんにより、医師による薬物治療を受けられたときにお支払いします。
がん診断特約	がん診断保険金	生まれて初めてがんになったと診断確定されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金*5	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療保障充実給付金	
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは傷害により所定の腱・靭帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1~10割をお支払いします。

- ※1 骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術も保障します。(骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術は、責任開始日から1年以内はお支払いできません。)
- ※2 手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合にお支払いします。ただし、「創傷処置」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨・関節の非観血的な整復術等」はお支払いできません。
- ※3 放射線治療給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療を受けられた場合にお支払いします。
- ※4 入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされる場合は、1回分のお支払いとなります。
- ※5 先進医療給付金は先進医療の技術料と同額(*)とし、先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額をお支払いします。先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限り、公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払いできません。
- (*)先進医療の技術料が1万円未満の場合(0を除く)には一律1万円をお支払いします。

●入院日数が1日(日帰り)とは、入院日=退院日の入院で入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。